

# 株式会社 超高温材料研究センターにおける競争的資金等の不正使用防止規程

令和元年7月1日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、株式会社 超高温材料研究センター（以下「当社」という。）における競争的資金の取扱いに関し必要な事項を定め、不正使用を防止し、その適正な管理を図るとともに、競争的資金等の不正使用と疑われる事案が発生した場合の処理の手続きについて定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「競争的資金等」とは、国、地方公共団体又は独立行政法人等公的機関から配分される公募型の研究資金、及びそれらが配分された他機関とのそれらを原資とする受託研究又は共同研究により当社に配分される資金をいう。

2 この規程において「不正使用」とは、故意又は重大な過失による、実態とは異なる人件費又は謝金の請求、物品等購入に係る架空請求、不当な旅費の請求、及び関係法令、競争的資金等の配分機関の定め、社内規則等に違反して競争的資金等を使用することをいう。

## 第2章 管理体制

### (最高管理責任者)

第3条 当社に、競争的資金等の執行及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、代表取締役社長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、競争的資金等の不正使用防止基本方針を策定し、社内外に周知する。

### (統括管理責任者)

第4条 当社に、競争的資金等の不正使用防止対策の体制を統括する責任者として統括管理責任者を置き、常務取締役管理本部長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、競争的資金等の不正使用防止について具体的な対策の策定及び実施を行う。

### (コンプライアンス推進責任者)

第5条 当社に、競争的資金等の管理及び執行のモニタリングを実施する責任者としてコンプライアンス推進責任者を置き、山口事業所副所長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の執行部署における不正使用防止教育の受講を管理する。

(責任者職名の公開)

第6条 当社は、第2章第3条から第5条の責任者の職名を社内外に公開する。

(相談窓口)

第7条 競争的資金等について社内外からの相談に対応するため、社内に相談を受け付けるための窓口（以下「相談窓口」という。）を設置する。

2 前項の相談窓口は管理本部とし、その連絡先は社内外に公開する。

### 第3章 不正使用防止計画

(不正使用防止計画の策定及び推進)

第8条 統括管理責任者は、競争的資金等の不正使用に係る防止計画（以下「不正使用防止計画」という。）を策定し、これに基づく業務の推進及び管理を行う。

2 統括管理責任者は、不正使用防止計画の実施状況を毎年度確認し、その結果を最高管理責任者に報告する。

3 不正使用防止計画の推進は、管理本部が実施する。

### 第4章 競争的資金等の執行及び管理

(行動規範)

第9条 競争的資金等の不正使用を防止するため、当社の職員（当社の役員、社員、シニア社員、派遣社員等、当社において、経費の執行及び管理に関わる全ての者をいう。）の行動規範を別に定める。

(同意書の提出)

第10条 競争的資金等を使用して業務を遂行する職員は、前記行動規範に同意し、その旨を明示した同意書を提出する。但し、職員が、同様の同意書、誓約書又はこれらに類する書類を提出している場合は、前記行動規範に対する同意書の提出は免除される。

(予算執行)

第11条 職員は、株式会社 超高温材料研究センターの社内規定に基づき、自らの権限の範疇で、競争的資金等に係る物品調達、外注委託、及び出張旅費並びにその他諸経費の執行を行い、その責任を負わなければならない。

(予算執行の管理)

第12条 財務・経理部は、競争的資金等に係る予算執行状況の把握に努め、適切に管理しなければならない。

## 第5章 不正使用に係る通報への対応

### (通報の受付)

第13条 不正使用に係る社内外からの通報は、第7条に記す相談窓口にて受け付ける。

2 通報は、面談、電話、FAX、電子メール又は書面にて受け付ける。

### (通報の取扱い)

第14条 通報は、原則として次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)通報を行う者(以下「通報者」という。)の氏名、所属、連絡先が明示されていること

(2)不正使用に関与した職員、不正使用が行われた時期及び不正使用が行われた研究資金名等の調査対象が特定されていること

(3)不正使用の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正使用とする合理性のある根拠が示されていること

2 相談窓口は、通報を受け付けたときは、統括管理責任者に報告する。

3 統括責任者は、不正使用に係る報告を受けたときは、当該通報の受理又は不受理を決定し、通報者に通知するとともに、最高管理責任者にその旨を報告する。

### (不正使用の調査)

第15条 最高管理責任者は、統括管理責任者より不正使用に係る通報を受理する旨の報告を受けたときは、当該通報内容を精査し、不正使用を疑うに足りる相当な理由があると認められる場合は、通報の受付日より30日以内に調査委員会を招集する。

2 前項の調査委員会の委員長には、統括管理責任者をもって充てる。

3 前項の委員長は、第1項の調査委員会を構成する委員として社内より2名以上の職員を選択し、不正使用の調査業務を委嘱する。

4 前項の委員は、通報者及び不正使用が疑われる職員と利害関係を有しない職員とする。

5 第1項の調査委員会は、関係者への事情聴取、関係資料の収集及び精査等を行って、不正使用の有無について調査し、通報の受付日より120日以内に最高管理責任者に調査結果を報告する。

### (措置及び調査結果の報告)

第16条 最高管理責任者は、不正使用があった旨の認定が行われたときは、不正使用に関与したと認定された職員及び当該職員の管理監督責任を有する職員に反論等を述べる機会を与えたうえで、必要に応じて次に掲げる措置を行う。

(1)不正使用に関与したと認定された職員に対する懲戒処分

(2)管理監督責任を有する職員に対する懲戒処分

(3)研究費の返還命令又は使用停止命令(配分機関等から返還命令を受けた場合への対応)

を含む。)

(4)不正使用に関与したと認定された職員等に対する刑事告発等の法的措置（私的流用など、行為の悪質性が高い場合に限る。）

(5)その他必要と認める事項

2 最高管理責任者は、不正使用がなかった旨の認定が行われたときは、必要に応じて通報者、調査対象職員等への不利益発生を防止するための措置を講ずる。

3 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された通報者に対しては、必要に応じて、懲戒処分、刑事告発等の法的措置を講ずることができる。

（配分機関等への報告）

第17条 最高管理責任者は、受理を決定した通報について、当該通報の受付日から210日以内に、調査結果及び再発防止計画を含む報告書を作成し、配分機関等に提出する。